

令和6年度

唐津市内部統制評価
報告書審査意見書

唐津市監査委員

1 準拠基準

唐津市監査基準

2 審査の種類

地方自治法第150条第5項の規定に基づく内部統制評価報告書審査

3 審査の対象

令和6年度唐津市内部統制評価報告書

4 審査の期間

令和7年7月24日から8月26日まで

5 審査の着眼点

市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査した。

6 審査の実施内容

令和6年度唐津市内部統制評価報告書について、市長及び内部統制評価部局から報告を受け、「唐津市監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省。以下「総務省ガイドライン」という。）の「Ⅴ 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。

また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

7 審査の結果

令和6年度唐津市内部統制評価報告書について、前記のとおり審査した限り、重要な点において、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると考えられる。

8 審査の結果を踏まえた意見

業務レベルの内部統制において、令和6年度唐津市内部統制評価報告書の「3 評価結果」に記載のとおり、評価対象期間内に運用上の重大な不備が4件あった。当該運用上の重大な不備については、旧保健福祉部にて、委託先との間で締結された障害者相談支援事業委託契約等において、非課税事業との認識から消費税を含まない契約を締結していたところ、厚生労働省等から当該事業が課税対象である旨の通知等があり、誤りが判明したとのことである。なお、本件については、早期に是正措置が講じられていることを確認した。

発生原因としては、消費税法で非課税とされる資産の譲渡等に該当するものとして誤認していたことによるものであるが、このほか各課室等から報告された不備においても根拠法令等の認識不足を原因とするものが、全体の3割以上を占めている状況である。

再発防止策として主に根拠法令等の確認の徹底があげられているが、人事異動等により担当者が変わった場合にも組織として対応できるように、制度の解釈や運用についての業務マニュアルやチェックリストの作成を徹底するとともに、適切に引き継ぎ、活用されるよう全庁的に周知されたい。

また、補助金交付事務における実績報告書の審査に係る不備については、定期監査及び例月出納検査においても同様の指摘が繰り返されている状況であり、その多くが、チェック機能が不十分であったことや確認不足によるものである。複数の職員で確認を行うダブルチェックの徹底はもちろんのこと、決裁段階で管理職による十分な確認を行われたい。

本市の内部統制制度は、試行期間を含め5年目を迎え、これまでの審査結果を踏まえた上で評価手続等の改善が講じられてきたと考えるが、内部統制が有効に機能するためには、職員一人ひとりが意識を醸成し、遂行することが重要であり、形骸化することなく不断の見直しを図り、より実効性の高いものとなるよう取り組まれたい。